

浜松市旅費欠乏者の援護に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 旅費欠乏者の援護に関することについて、次のとおり取扱い要綱を定める。

(支給対象者)

第2条 旅費援護の支給対象者は、旅費に欠乏したため、本市の各区役所に相談もしくは警察等から通告のあった要援護者とする。

(援護の内容及び方法)

第3条 援護の方法は現物給付(切符)を基本とするが、現物給付が困難な区役所においては現金給付とし、下表のとおりとする。

区役所名	担当課等名	援護の内容及び方法
中区役所	生活福祉課	J R 浜松駅から掛川駅あるいは豊橋駅までの切符
東区役所	社会福祉課	J R 天竜川駅から掛川駅あるいは豊橋駅までの切符
西区役所	社会福祉課	J R 舞阪駅から磐田駅あるいは豊橋駅までの切符
南区役所	社会福祉課	J R 浜松駅から掛川駅あるいは豊橋駅までの切符
北区役所	社会福祉課	天竜浜名湖鉄道豊岡駅あるいは新所原駅までの運賃相当額の現金
浜北区役所	社会福祉課	遠州鉄道浜北駅から新浜松駅までの運賃相当額の現金
天竜区役所	社会福祉課	天竜浜名湖鉄道豊岡駅あるいは新所原駅までの運賃相当額の現金
	春野協働センター	遠州鉄道バス(秋葉線)天竜区役所バス停あるいは秋葉バスサービス(秋葉線)袋井駅前バス停までの運賃相当額の現金
	佐久間協働センター	J R 中部天竜駅から平岡駅あるいは本長篠駅までの切符
	水窪協働センター	J R 水窪駅から平岡駅あるいは本長篠駅までの切符
	龍山協働センター	遠州鉄道バス(北遠本線)天竜区役所バス停までの運賃相当額の現金

(手続)

第4条 援護を受ける者は、別記様式1による申請書及び受領書(領収書)を窓口となった区役所の担当課等へ提出しなければならない。(現物給付の場合は、様式1-1、現金給付の場合は、様式1-2を使用。)

(管理)

第5条 区役所の担当課長等は受払簿により切符あるいは現金を管理する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1 - 1

旅費援護申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市〇〇区 長

申請者 本籍 _____

住所 _____

(ふりがな)

氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

私は旅費に困っておりますので、下記のとおり援護を申請します。

申請の理由 〔いずれかの番号を で囲む〕	1 手持金を紛失した 2 手持金の盗難にあった 3 手持金を消費してしまった 4 その他 ()		
どこから来たか 〔出発地〕		どこへ行くか 〔目的地〕	

受 領 書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市〇〇区 長

氏名 _____ 印

私は旅費に困り、 _____ 駅までの切符を受け取りました。

取扱者印

--

緊急援護申請書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市〇〇区 長

申請者 本籍 _____

住所 _____
(ふりがな)

氏名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日生

私は旅費に困っておりますので、援護を申請します。

申請理由 〔いずれかの番号を で囲む〕	1 手持金を紛失した
	2 手持金の盗難にあった
	3 手持金を消費してしまった
	4 その他 ()
どこから来たか(出発地)	どこへ行くか(目的地)

取扱者	
-----	--

受 領 書

金 _____ 円也

但し、緊急援護費(旅費)として、上記の金額を領収いたしました。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市〇〇区 長

本籍 _____

住所 _____

氏名 _____ 印